

日置市社会福祉法人指導監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人に対する検査、調査等(以下「指導監査」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の種類)

第2条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

(指導監査の対象年度)

第3条 指導監査の対象年度は、指導監査を実施する日の属する年度の前年度分とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(指導監査班)

第4条 指導監査は、市長が指名する職員2人以上で指導監査班を編成し、実施するものとする。

2 指導監査班のうち、1人を班長とし、班長は、指導監査を総括する。

(実施通知)

第5条 市長は、一般指導監査を実施するときは、あらかじめ一般指導監査の根拠規定、実施期日、指導監査職員、立会人その他必要な事項を記載した書面をもって、原則として一般指導監査を実施する日の30日前までに当該法人に通知するものとする。

2 市長は、特別指導監査を実施するときは、特別指導監査の根拠規定、実施期日、指導監査職員、立会人その他必要な事項を記載した書面をもって、特別指導監査を実施する日に当該法人に通知するものとする。

(指導監査の立会い)

第6条 市長は、一般指導監査にあつては法人の監事等を、特別指導監査にあつては法人の理事長又は関係役職員の立会いを求めるものとする。

(指導監査の講評)

第7条 班長は、指導監査終了後に当該指導監査の結果について、前条の規定により指導監査への立会いの求めに応じた者に対し、現地において講評を行うものとする。

(指導監査結果の報告)

第8条 班長は、指導監査の結果について、指導監査を実施した日から10

日以内に市長に報告するものとする。

(指導監査の結果通知等)

第9条 市長は、指導監査の結果について、書面により指導監査を実施した日から30日以内に当該法人に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。